

情報セキュリティ基本方針

学校法人中島学園（以下、当学園）は、学生・保護者・教職員等の個人情報のみならず、教育等の諸活動は、情報の収集、格納、伝達及び報告といった手段に依存しています。保有・管理するすべての情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守るため、以下の方針に基づき当学園すべての学生及び教職員で情報セキュリティに取り組みます。

1. 情報管理の責任

当学園は、理事長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 学園内体制の整備

当学園は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を学園内の正式な規則として定めます。

3. 対象範囲とその取組み

当学園の情報資産を利用する教職員、学生のほか、利用を許可されたすべての者を対象とします。特に教職員は、教育及び指導する責任があると認識し、本方針を実施するための体制を整備していきます。組織的に管理運用する体制を確立するため、必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 情報セキュリティ行動基準

情報セキュリティの確保を図るため、次の事項を守ります。

- ① 業務上知り得た情報は、許可なく第三者に開示及び漏洩しない。
- ② 学園が保有する情報資産は、業務目的以外で使用しない。なお、個人情報においては、その取得の際に明示した目的以外には使用しない。
- ③ 個人が所有するもので学園の情報を外部に持ち出すことができる機器等は、原則として学園内に持ち込まない。
- ④ 情報セキュリティに関する事件・事故等があった場合には、直ちに情報セキュリティ管理者に報告する。
- ⑤ 教務システムサイトにて表示された個人情報等を許可なく第三者に開示及び漏洩しない。
(教務システムよりアウトプットされた資料、データ等を配布および開示しない。)

5. 情報セキュリティ侵害の抑止等

当学園は、学校内外を問わず、次のとおり人的又は電子的な情報の侵害の抑止を行います。

(1) 情報セキュリティを侵害する行為の抑止

学校内外を問わず、あらゆる組織、団体、個人等の情報資産を侵害してはならない。

(2) アクセス制限

情報の内容に応じてアクセス可能な利用者を定め、不正なアクセスを阻止するため必要なアクセス制限を行わなければならない。すべての利用者は、アクセス権限のない情報にアクセス又は許可されていない情報を利用してはならない。

6. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当学園は、情報セキュリティに関する法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、特に個人情報に関しては、その保護を具体化するために必要な規程・ガイドラインを作成し実行します。

7. 情報セキュリティの評価と対応

当学園は、情報資産を守るため、適切な情報セキュリティ対策が実施されているかについて定期的に評価し、改善が必要と認められたときは、速やかに対応します。また、情報セキュリティに関する法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2025年12月5日

学校法人中島学園

理事長 中島 英男